

第58回 地方分権改革有識者会議
第163回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和6年6月24日（月）13：59～15：58

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕古賀内閣府政務官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、在津謙作内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官
植田昌也総務省自治行政局住民制度課長

議 題：

- （1）第14次地方分権一括法について
 - （2）令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について
 - （3）その他
-

1 冒頭、古賀内閣府政務官から以下の趣旨の挨拶があった。

（古賀内閣府政務官）市川座長を始め、議員の先生方におかれては、平素から地方分権改革にお力添えを賜り、誠に感謝申し上げます。

昨年の提案募集で指導いただいた、第14次地方分権一括法が今月12日に成立し、19日に公布された。誠に先生方の御指導・御鞭撻^{べんたつ}の賜物と厚く御礼を申し上げます。

また、本年の募集提案では地方から300件近い提案募集を頂いた。特に重点テーマであるデジタル化については100件以上の御応募を頂いており、重点事項について皆様方に御審議いただくという趣旨で会議を開催した。

次に、昨年末に取りまとめた地方分権改革の今後の方向性という宿題を賜ったが、その中に類似分野への面的な見直しの展開という項目があり、これに対し事務局からは一定の対応案を提示していただきたいと思う。

この提案募集方式も今年で10年という節目の年であり、お陰様で着々と進めてこられ

たという自負もあるが、この地方分権改革というのは、毎年の目玉を探すのではなく地に足のついた現場のニーズをいかに拾い上げ、それを業務改革につなげていくかが大変重要である。一個一個の現場の困りごとを反映させて積み上げ、その結果、振り返った時に大きな改革になっていることが、今後の改革の方向性だと思っている。

引き続き現場の課題を拾い分権改革につなげていきたい。何とぞ先生方の御指導・御鞭撻^{べんたつ}を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 2 次に、議題（１）第14次地方分権一括法について、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われた。概要は以下のとおり。

（阿部参事官）議事１の第14次地方分権一括法について、資料１に基づいて説明をする。

昨年12月に閣議決定を行った「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、本年の３月に第14次地方分権一括法案を国会に提出した。

法案について、６月12日に参議院の本会議において賛成多数により可決成立をし、６月19日に公布をされた。

今回の一括法の内容であるが、８事項９法律を改正するものである。例えば①里帰り出産等を行う妊産婦等の健康診査等に関する情報について、市町村間で連携できる仕組みを構築するための母子保健法の改正、②幼保連携型認定こども園の保育教諭等について、幼稚園の教諭の免許状と保育士の資格と両方の資格が必要であるところ、いずれか一方のみで保育教諭等となることができる特例等の期限の延長をするための法律について改正を行った。

令和５年の提案についても、提案募集の成果を一括法案として取りまとめ、成立に至ることができた。改めて厚く御礼を申し上げます。

第14次地方分権一括法についての報告は以上である。

- 3 次に、議題（２）令和６年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。

概要は以下のとおり。

（田中参事官）資料２は令和６年の地方からの提案状況である。

提案総数は293件で、昨年の230件に比べ増加しているが、要因としては、重点募集テーマのデジタル化に関する提案が107件という状況も影響していると考えている。この293件のうち、その他に記載をしている35件、※２で記載をしているとおり関係府省における予算編成過程での検討を求める提案などであるが、これら35件を除く258件について、関係府省との間で調整を行う提案とすることを予定している。

提案状況の概要について、提案に賛同の意を表明する自治体の方にも手を挙げていただく「追加共同提案」という取組を採用しており、当該団体を含めた場合には、提案の95.6%が複数の地方公共団体による提案となっている。また、これまで提案を行ったことのない62の市区町村から本年初めて御提案を頂いた。

提案の分野については、医療・福祉関係の提案が最多で、そのうちこども・子育ての関係は記載の28件となっている。詳細は次のページに掲載をしている。

続いて、資料3は本年の重点事項についてである。23事項を重点事項として選定したいと考えている。個別の中身について簡潔に説明したい。

1番目は、国や地方自治体等が法令に基づき住民票の写しの添付を求めている事務などについて、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、住民票の写しの添付の省略を可能とすることなどを求める提案である。

2番目は、地方公共団体などが利用できる国の補助金の申請のシステム「Jグランツ」を活用し、事務連絡やQ&Aといった各府省の補助金等に関連する情報を一元的に確認できる機能を実装することなどを求めるという提案である。

3番目は、戸籍情報連携システム、これは市区町村が戸籍事務の処理のために必要な戸籍の情報を参照することができるシステムであるが、利用対象事務を旧氏の住民票への記載など、住民基本台帳法に基づく事務にも広げることなどを求める提案である。

4番目は、保育施設への施設型給付費の支給について、加算の種類を整理・統合や申請手続の簡素化を行うこと、また、保育施設の広域利用を行う場合に、関係者の間で給付費の請求や支給に必要な情報を共有できるプラットフォームの構築を求める提案である。

5番目は、犬の登録及び管理方法の見直し等に関するものである。市区町村における犬の登録及び管理について、マイクロチップ情報の環境大臣への登録により、狂犬病予防法上の市区町村長への登録申請があったものとみなすワンストップサービス制度があるが、この制度について自治体の参加がまちまちである状態を解消し、飼い主の利便性の向上、自治体側の事務手間の抑制などを図ろうとする提案である。

6番目は、計画策定に関する御提案である。景観計画の策定・変更に当たり、都市計画審議会への意見聴取が義務付けられているが、一定の場合に、これを不要とすることを求める提案である。

7番目は、補助金の要件となっている計画策定に係る提案である。地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金に関連して市町村耐震改修促進計画を策定することになっているが、この計画に記載すべき内容が社会資本総合整備計画に含まれていれば、市町村耐震改修促進計画を策定せずとも、この補助金の交付対象とすることを求める提案である。

8番目は、障害児通所支援事業所の従業者の人員基準について、現行の従うべき基準から一定の場合に「標準」または「参酌すべき基準」へと見直しを求める提案である。

9番目は、児童手当について、令和6年10月から所得制限が撤廃されることに伴い、現在、受給資格を確認する際に行っている所得審査を廃止するとともに、転入した際の児童手当の認定について、転入日を基準日とすることなどを求める提案である。

10番目は、児童の一時保護施設の関係である。令和6年4月1日から職員数や夜間の職員体制について2年間の経過措置期間が設けられているが、職員の人材育成に必要な期間確保の観点から5年間に延長するよう求める提案である。

11番目は、小規模の保育事業などの地域型の保育事業者について、集団保育を体験させるための機会の提供などを行うため、保育所や認定こども園といった連携施設を確保しなければならないとされているが、都市部を中心として、連携施設の確保が困難となっていることから、複数の地域型保育事業者が連携する場合も、この要件を満たしたことを求める提案である。

12番目は、保育所等における児童の健康診断について、未就学児には実施困難な視力検査や聴力検査等を実施するよう求められているが、検査項目・実施頻度等の見直しを求める提案である。

13番目は、昨年、重点事項として御議論いただいた民生委員・児童委員の選任要件の見直しに係るものである。令和5年の対応方針では、地方団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得るとされているところ、提案の実現のため、今年も重点事項として進捗状況の確認など、御議論を賜ればと考えている。

14番目は、訪問介護事業者が不足する中山間地域において、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合においても、報酬算定を可能とする見直しを求める提案である。

15番目は、司書教諭についてである。法令上、資料記載の場合には司書教諭を置かなければならないと定められているが、司書教諭を設置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合に、司書教諭の設置要件について見直しを求める提案である。

16番目は、公立大学法人について、国立大学法人よりも出資可能範囲が限定されているところ、公立大学法人についても国立大学法人と同様の範囲に出資が可能となるよう見直しを求める提案である。

17番目は、現在、地方自治法の政令において普通財産である土地の信託の目的が建物の建築や土地の造成に限定されているが、森林資源を活用した地域振興のため、森林の施業や管理を目的とした信託を可能とすることを求める提案である。

18番目は、家畜伝染病に係る対応について、家畜以外の飼養動物が家畜伝染病にかかり他の家畜に伝染する恐れがあると認められる場合に、都道府県知事による殺処分等の必要な防疫措置命令が可能となるよう見直しを求める提案である。

19番目は、安定型産業廃棄物最終処分場の設置について指導要綱による対応は限界があり、最終処分場が過度に集中する地域について、総量規制などの立地規制基準を設けるとともに、設置許可に地域の事情を反映させるため、許可基準を条例で制定できるこ

とを求める提案である。

20番目は大気汚染の関係である。大気汚染の予測について、より精度の高い予測ができるようになってきていることから、設置基準を緩和するなど、大気汚染の測定局の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るよう求める提案である。

21番目は、建設機械に抵当権を設定しようとする際に必要となる都道府県知事による建設機械への打刻やその検認について、打刻の実施主体を都道府県知事から申請者等へ変更することなどを求める提案である。

22番目は、建築基準の関係で一団地認定とあって、特定行政庁が認める場合に、団地全体を一つの敷地とみなして容積率や建ぺい率等の規定を適用できるようにすることについて、この一団地認定の区域の縮小に際し、一定の要件を満たす場合には、地権者全員ではなく一部の地権者の同意によることを可能とするものである。

最後に23番目は、都道府県知事等が特定都市河川の流域内に設置する標識について、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で設置基準を定めることとされているが、国土交通省令で定める基準に従って標識を設置する場合には、条例の制定を不要とするよう求める提案である。なお、本件は、1月の本有識者会議において、湯崎委員の方から全国知事会の関係で御説明があったものに関連する提案と認識している。

資料3の説明は以上である。

(平沢参事官) 資料4について説明する。

重点事項の1番、住民基本台帳ネットワークに係る提案についての資料である。この提案は、更生保護法等に基づく事務を具体例に挙げつつ、住基ネットの利用対象事務の拡大を求めているものである。本有識者会議においても、面的な見直しについて御意見を頂いているが、所管の総務省とも意見交換をし、当該具体例に限らず分野横断的に見直しを行ってはどうかと考えているところである。

そのため、本日は総務省住民制度課の植田課長にも出席いただいているが、総務省と内閣府において、各府省と自治体向けに住基ネットの利用が想定される事務や利用ニーズについて調査を行い、その調査結果も踏まえ、今後、審議等をお願いできればと考えている。

資料4の説明は以上である。

続いて参考資料3を御覧いただきたい。参考資料3の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」の抜粋である。本年1月の会議で御報告をしたが、デジタル行財政改革会議におけるデジタル共通基盤の取組に関し、今月18日にデジタル行財政改革会議で基本方針が決定されたので、報告したい。

1ページ目は、国・地方デジタル共通基盤の整備と地方分権の関係についてである。国による共通化や標準化の支援は地方分権改革により明確化された国と地方公共団体との役割分担の下で地方公共団体の事務を技術的に下支えし、負担が軽減された分、一

層自主的で自立的な施策が展開され、分権改革の成果を実感できることが期待されるとしている。

2 ページ目は、共通化すべき業務・システムについて検討する際に、提案募集方式とも必要に応じて連携することとしている。

3 ページ目は、国・地方が今後連携・協力して共通化を推進していくための体制の部分であるが、デジタル行財政改革会議事務局、デジタル庁、総務省、地方三団体が参画する国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が本年夏を目途に設置され、地方分権提案を参考としつつ、共通化の対象候補の選定や、その後、所管府省が策定することとなる共通化推進方針の案への同意を行うこととしている。

令和6年のデジタル化関係の提案については、デジタル行財政改革会議事務局とも全て共有しており、今後、特にデジタル共通基盤の検討対象として選定されてくる提案があれば、分権室としても必要な連携を取ってまいりたい。

(田中参事官) 関係府省のヒアリングの対象が拡大することも場合によっては想定され得ることから、昨年は39事項としていた重点事項について、本年は23事項と考えているところである。

私からは資料5と資料6について説明したい。

資料5は今後のスケジュールである。今後12月中下旬の対応方針の閣議決定に向けて、進めてまいりたいと考えている。

資料6はフォローアップの関係である。令和5年までの対応方針に記載された措置の進捗状況について、1つ目の○に記載をしているが、措置期限が令和5年中又は令和5年度中と記載された案件などについて、201件の措置が完了した旨御報告を差し上げたい。そのうち主な案件として、3つ記載をしており、いずれも過去に重点事項として御議論いただいたものである。

1つ目は、既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすることなどの提案で、本年の3月に必要な通知が発出されている。

2つ目は、特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大につき、在籍型出向により特定の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約等に関する要件等を通知する旨が昨年の対応方針で記載されたところであり、本年の3月に通知が発出されている。

3つ目は、優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止の関係で、令和5年の対応方針の中で、市町村と都道府県知事との協議手続の簡素化等が可能である旨などを明確化し、通知する旨が記載されたところであり、本年の3月に通知が発出されている。

今説明した3件を含め、201件等の措置の進捗状況を本会議の終了後、当室ホームページの提案募集方式データベース上にて公表する予定である。

最後に、今年の293件の提案全てを、参考資料2に掲載しているので、併せて参照願

たい。

(市川座長) これから議論を始める。大橋部会長から今年の地方からの提案等に関して御発言いただきたい。

(大橋部会長) 本年の提案募集は昨年の230件から60件以上も上回る293件の提案を頂いた。提案を寄せていただいた地方公共団体の皆様にお礼を申し上げますとともに、制度の普及・宣伝に努め、小さな相談から提案まで寄り添って共同提案まで導いた事務局の皆様の努力にも感謝を申し上げます。

本年の重点募集テーマを見ると、ここ数年の傾向としてデジタルに係る改革が国のレベルで急速に進んでおり、デジタル化に関する案件が非常に多い。また、例年どおり市民生活に密接に関わる医療や福祉、こども・子育てに関する提案や、地方の現場に根差し、市民生活にも非常にに関わり合いのある具体的な提案が寄せられていることを重く受け止めている。

デジタル、医療・福祉、こども・子育てに関するものを含めて、23事項32件の提案が重点事項案として本日整理されている。それぞれの事項は特色を異にしており、また、ヒアリングの仕方も様々な形態にならざるを得ないため、具体的な進め方等について部会長に御一任いただければ柔軟に対応することができ、大変有り難く考えている。

重点事項に関して、基本方針として2点申し上げます。

一つは、重点事項1の住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大についてである。提案募集制度については実効的であり実現性が高いというお褒めを頂く一方で、個別の案件に関わりすぎているため、制度的な発展につなげるべきである、横展開を図るべきである、面的な展開を図るべきであるという御意見を頂いてきたところである。

この住民基本台帳ネットワークに係る提案は、提案対象外の法令の多くにも同様の支障が存在し、これが実現すると、市民は住民票を持たず手軽に申請等の申請ができ、また、行政機関の側も公用請求という役所間の文書の受け渡しについて、従来の時間のかかる申請から解放される二重の意味を持つ。この提案は市民と行政機関双方にとって非常に実用性が高いものである。

この案件で横展開を図ることで、網羅的に各法令に見られる支障を一挙に取り除くことができ、類似のものを全て洗い出す形で住民基本台帳ネットワークの利用について、抜本的な改革を図るようなことを目標にしたいと考える。

手続を進める中で、自治体からの提案処理からスタートし、途中のヒアリング段階で対象範囲拡大を図り、他法令にも及ぼすような提案実現を網羅的に図るための手続の在り方について、具体的なノウハウを今年度は確立したい。このような拡張型の提案実現手続の形で提案募集制度を活用することはこれまで存在せず、このような機能を確立する上で、今回の提案が重要な試金石になればと期待している。

2つ目は重点番号13番、民生委員の選任要件の緩和である。これは昨年からの課題であり、地域福祉の担い手が大きく不足していることから、資格の在り方を当該地域の在

住者から在勤者などに広げるという見直しである。法改正で実現すると、民生委員のような歴史があり地域で象徴的な資格・委員についても提案が実現されることとなる。今後予想される地域での担い手不足という類似の提案案件において、将来の横展開につながる礎石としていきたい。

提案募集検討専門部会としては、今年度も充実した審議に努め、地方からの提案に寄り添い、市民の皆様に喜んでいただけるよう、提案を最大限実現できるように努めてまいります。

あわせて、提案手続の存在や、これまで果たしてきた成果についても、同時に市民の方の認知を深めることにも力を注ぎたい。

引き続き委員の皆様への御協力・御指導をお願いしたい。

(湯崎議員) 非常に多くの団体から提案を提出していただき、また、市川座長を始めとして、事務局の皆様にも御礼申し上げたい。

また、住民基本台帳の活用など、横展開を図る取組も非常に意義があり、動いていただいていることに感謝を申し上げます。

知事会の動きであるが、昨年アンケートを行い、国の過剰な関与に関する調査を行った。その中の意見で、従うべき基準が地域の実態に合っていない、法律・省令の基準に従って条例を定めることになっているため、都道府県が独自性を発揮する余地がない、給付金に係る事務や国の調査などについて、国が一括処理した方が効率的となるのではないかといった課題が提起されている。知事会としてもアンケートの結果を全都道府県に周知し、積極的な提案を依頼したところである。

その結果、各県から昨年を上回る155件の提案があり、中でも全国知事会として、障害児通所支援事業所事業者の人員基準の見直しや、消防庁による調査に係る業務の効率化等、10件の共同提案を行った。これらの提案は従うべき基準、あるいは国が一括処理した方が効率的な事務についての課題意識や、今回の提案募集の重点テーマであるデジタル化に関する提案である。

全国知事会との共同提案以外にも、提案募集方式を活用し地方分権改革を前に進めていくための提案が多く、多くの団体からなされているため、一つでも多くの提案を実現するよう、前向きに議論をお願いする。

なお、今後の専門部会等での御検討に当たり、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方への権限移譲や規制緩和を行うことによる支障を国側が十分に説明できない場合は、原則として提案を認める方向で進めていただきたい。検討をよろしくお願い申し上げます。

(三木議員) 提案募集を事務局でまとめていただき、また、市川座長を始め様々な形で取りまとめていただき感謝申し上げます。

資料3の重点事項について2点申し上げます。一点目は、各自治体からの提案自体が出なければ、気付かない提案があり、その提案を改善していただくことで、市町村に非常

に役に立つと感じた。

2点目は、重点事項の補助金申請システムの提案について感謝申し上げる。小さな市町村の場合、国の制度自体を把握すること自体が非常に困難であり、こういう形で補助金の申請システムを分かるようにしていただくことで、市町村で何が必要かを見ることができる。デジタル化の最たるものになるのではないかと、是非進めていただきたい。

それから、保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直しも、非常に重要な提案であり、それぞれの子供に合った健診をしていただくことは、市町村の立場からすると、大変有り難い。

また、民生委員・児童委員の選任要件の見直しも、各市では苦労しているところであり、これが一つのきっかけとなり、ほかの国の指定になっている保護司等についての改善にもつながるのではないかと思う。

以上、是非前向きに進めていただきたい。

(後藤議員) 私からは、参考資料2に記載のある今回は取り扱わないとされた提案である、その他に分類された提案について、意見を申し上げたい。

管理番号275「宗教法人法への暴力団排除規定を追加すること」について、制度改正の必要性や、具体的な支障等が参考資料も添付する形で説明されているが、このような提案を「制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため」という理由で外すのは、いかがなものか。見直していただきたいと考える。

同様に管理番号248「個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え等の課税特例に係る自治体における証明書発行事務の廃止」についてである。今回取り扱わない理由は、「国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため」と書かれているが、提案の中身を見ると、手続簡素化の要望なので、地方に対する規制緩和に該当する提案として取り扱うことが適切なのではないかと。

最後に、管理番号11、12、13の関西広域連合からの提案について、ある種規制緩和の要望と解釈できると思うので、もう一度検討して頂きたい。

もう一点、資料2の3ページの「令和6年の地方からの提案状況②」についてである。

(1)の「提案内容別の提案状況」に、「権限移譲」が少なく、他は全て「規制緩和」であるという形で整理されているが、提案内容を見ると、「規制緩和」というより、「住民サービスの向上やサービスの適切な提供に直結するもの」が多い。それをひとくくりに「規制緩和」と分類するのは、事実を表していないのではないかと。

例えば管理番号73の「補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備」は非常に重要で重点事項として取り上げる意味があると思うが、この提案は「規制緩和」という分類ではなく「住民サービスの向上やサービスの適切な提供に直結するもの」だと思う。今後の課題として、分かりやすく分類することが必要ではないかと考える。

(田中参事官) その他の提案についてであるが、既に提案を過年度に頂戴し、その上で一

定の整理を行ったものであるため、その他という取扱いにしていると御理解いただきたい。

それから、神戸市の事業用資産の関係の課税特例の証明書発行事務の廃止の関係については、税制上の制度の仕組みと関連するものであり、手続だけとして議論できないため、提案募集の対象外という形で整理をした。

最後に、権限移譲か規制緩和かという分類の仕方であるが、事務局として、昨年この会議の中で御提言いただいた地方分権改革の今後の方向性の一つの柱として、住民参加の視点で重視というところを意識し、住民への利便性の向上につながるような内容は書き込むという形で、取組を進めているところである。自治体の負担軽減か、住民サービスの向上かは切り分けがなかなか難しく、きれいに整理はできないところであるが、最後に提案を対応方針にまとめる際に、どういう形で訴えていくのかということについて、今後、研究をできればと考えている。

(恩田室長) 補足をしたい。御指摘いただいた税証明書の件について税当局と事前に調整をしたが納税環境の整備について税制調査会にかけるともつながるため、難しいとのことだった。必要に応じてまた税当局にもこの進捗状況等を共有したいと考えている。

また、分類の仕方やメルクマールについて、今後もう少し整理し、皆様方に御相談をできればと思う。御指摘感謝申し上げます。

(勢一部会長代理) 今年度も293件という多数の提案を頂き、新規に提案を頂いた団体も多く、感謝申し上げます。また、提案まで取りまとめいただいた事務局にも改めて感謝申し上げます。

今回、共同提案が約半数、さらに追加共同提案団体が非常に多い点が印象深い。地域特性だけではなく、全国に幅広く共通する課題がこれだけあることから、地に足がついた議論が大切であり、現場のニーズに寄り添うような形での議論が必要だと感じた。私も部会に関わる構成員として身の引き締まる思いであり、部会長を支え、丁寧に議論をしていきたい。

また、今回は、デジタル化が107件であり、高い関心を集めていることを改めて実感した。特に地域の人材不足が課題となる中で、デジタルで効率化し、本当に必要な業務に人手をかけることができる環境を一刻も早く整えるのが全国的な課題であると思う。その点では、住基ネットの利用拡大という分野横断的な見直しは、面的な展開という意味で重要であり、このデジタル化の発想で制度を考えていくということにも示唆が大きい仕組みではないか。

利用が想定される事務はどの程度広がりやポテンシャルがあるのか。ボリューム感など分かる範囲で情報提供いただきたい。

(大橋議員) まず1点目は、デジタル化関係の他機関との協働について、今年度、事務局で積極的に他機関との連携を行い、デジタル行財政改革でも地方分権改革の動きと歩みを合わせる事が明示され、昨年度の成果が今年度に直結し、重要な一歩だと感じた。

また、その他で取り上げなかった事案について、全体の数から見ると、14件という案件数をどのように考えるか。ただ、確かに提案した自治体側としては、調べて手間をかけて提案したものであり、過年度にも同じ提案をしていたとあって、今回も駄目というのはいかがか。もう少し丁寧な理由付けを提示することができるのではないかと思う。

最後に、提案募集の案件について、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案が、昨年が176件で今年度が258件とかなり大幅に増えているが、デジタル関係の増加だけなのか、それともほかにも何か要因があるのか、教えていただきたい。

(植田課長) 住基ネットの利用事務のボリューム感的にどの程度想定されているかという質問についてであるが、分権一括法の中でも、これまでも類似の住基ネットの利用事務というのは増やしている。直近では、昨年の第13次一括法で所有者不明土地関係の8つの法律改正を行った。そのときに、調査を各省に対して実施した。30以上の法律がリストとして上がってきたため、必要性や、実際に該当したとしても、全体として業務が効率化されているか等十分見ていく必要があると考えている。また、住基ネットは現時点で使っている法律の数は200以上である。

(田中参事官) 大橋先生からの御意見として大きく2つあった。

まず、その他の提案として今後、過年度に出た提案なのかどうかということを含め記載の仕方について丁寧に対応するように進めていきたい。

それから、今回提案数が伸びた理由であるが、重点募集テーマであるデジタル化に関する提案が107件あり、これらが影響した結果だと受け止めている。

その次に分野別の提案状況についてであるが、大きく昨年に比べてデジタル関係等の数字が伸びていると、受け止めている。

(磯部構成員) 2点ある。

1点は、地域のニーズと思って提案してきたものをその他の部分としてペンディングしてしまうと、提案した側からすれば肩透かしと思われかねない。275番などは割と具体的に記載されているので、これでもなお十分ではないとすると、当事者団体として困るのではないか。より適切な取扱いについて御検討いただきたい。

もう1点は資料4についてである。住基ネットの利用拡大について、所管省庁に調査をしてもらい、検討していただくことが有意義だと思う。この調査の方法はまず各府省向け調査を行い、そこで回答があった事務について自治体に聴くというやり方が、効率的だと思われるが、自治体に、それ以外の点でも何かアイデアがないのか、自治体発の意見を聴いてみてはどうか。

(田中参事官) 頂いた提案については、もちろん提案団体と事前相談の中でしっかりとやり取りをさせていただいている。今回、その他ということで、提案が過去になされたもので、今回提案していただいた際に、より具体的な支障などほかにも事情がないかなど、私どもなりに丁寧に対応をしながら、提案団体から御提案を頂くようにやり取りをしている。今回の取扱いについて提案団体にも御理解いただきながら進めていることを御理

解いただきたい。

ただ、ホームページなどの載せ方については、このままでいいのかということの御示唆を頂いたので、何らかの工夫ができないか検討していければと思う。

(平沢参事官) 資料4の調査の関係であるが、まず、各府省向け調査を実施し、その後、自治体向け調査ということを考えている。理由としては、住基ネットを利用することができる措置をする場合、住民基本台帳法の別表に記載をするということが最終的に必要だが、それは各府省の事務が法律に基づく事務で行っているものについて住民票の写しの添付や公用請求でやっていることを住基ネットで利用できるようにするなど、法令に基づく事務ということで、その点について各府省が把握している情報であるためである。

他方、自治体向け調査は、実際の公用請求がどのくらい行われているのかについて調査を行いたい。今御提案いただいた各府省の方で把握しきれないものがある場合は、その点についても確認ができたかと考えているため、共同で行っていききたいと思う。総務省と調整し調査を適切に行っていききたい。

(高橋座長代理) 住民基本台帳の利用について横展開するのは大きな前進なのではないか。

一方で、重点事項が少ないのではないかと指摘があったが、横展開をする上で、各省との対応が必要になるため重点事項が絞られているのではないかとと思う。

その一方で、デジタル化が引き続き重要なテーマになっているのではないかと考えている。システムの立ち上げ等のデジタル化を進めるに当たって、単に形式的にシステムを立ち上げるだけではなくて、住民の使い勝手や自治体の利用のしやすさ等の視点がこれから極めて重要で、その辺について地方分権を担当している地方分権改革推進室で自治体のユーザーの声、そして、住民の身近な自治体として住民の御意見を聴きながら、システムを国が作るという視点で物事を考えていくというのは極めて重要だと思う。

そういう観点からも今回の横展開というのは、第一歩として極めて重要であり、デジタル化は引き続き大きな課題であるので、事務局として、今後ともお考えいただければ有り難い。

(平沢参事官) 御指摘いただいたとおり、地方においてデジタル化の動きというのはますます強まってきていると思う。デジタル化の今回の重点募集テーマも件数が上がったというのはその大きな表れではないか。

デジタル化の提案の中身を見ると、今指摘があったように、全国統一的なシステムを構築してほしいといった提案等、様々な提案が出てきている状況である。

利用者体験の視点を組み入れて改善をしていく必要がある。その点において分権提案が住民や自治体からの声を直接取り入れて、我々としてもデジタル行財政改革会議やデジタル庁、あるいは関係所管省庁に対しにしっかり伝えていくことが重要である。デジタル行財政改革会議事務局、あるいはデジタル庁、所管省ともしっかり連携をしてやってまいりたい。

(市川座長) それでは、御意見・御質問等がなければ、令和6年の提案募集の今後の進め方について資料3及び資料4及び大橋部会長からの御報告に合わせた方針に沿って進めさせていただくということによろしいか。また、具体的な進め方につきましては大橋部会長に一任する件についても御確認をお願いしたい。

(首肯する議員あり)

それでは、本年度の重点事項に関して、大橋部会長の下で具体的な検討を進めていただきたいと思います。

- 4 次に、議題(3)その他について、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官、在津謙作内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(坂本参事官) 計画関係についての報告である。6月21日に計画策定等に関するワーキンググループを书面開催し、当室において実施した4つの調査を報告した。

まず、資料7-1、各府省における既存計画の見直し状況についてである。骨太の方針2023において、既存計画について毎年見直しの進捗状況を公表するとの記載があり、各省庁において行われた見直し状況を調査し、当室において取りまとめを行った。

全体503計画のうち①と②を合わせた約300計画、約6割の計画が見直しを検討又は検討予定とされ、そのうち半数以上の174計画において見直しが実施されるという結果であった。

見直しの内容としては、3の「複数の計画の一体的策定を可能とする」又は7の「支援の充実」、国が保有しているデータを自治体に提供することや、国から示される計画策定の手引きを充実させることといった見直し内容が多い。

一方で、③の見直しについて検討未実施の計画は204計画、約4割である。その理由は、204計画のうち約3割は「本調査の以前に既に見直しを実施済みであるため」という回答であった。

いずれにしても、骨太の方針のとおり、毎年本調査を継続して実施することとしており、また、当室からもそれぞれの計画の改定のタイミングを捉え、各省庁に見直しを要請・協議している。こういった取組により、各省庁の見直し検討が進むよう努めてまいりたい。

次に資料7-2、各省庁に対して、所管の計画がほかの計画との一体的策定が可能かどうかの調査の結果についてである。令和5年3月に一度実施したが、そのときに一体的策定が不可との回答があった計画について、今回改めて一体的策定ができないか調査をした。

成果としては、前回は上の表の「ほかの計画との一体的策定等を可能」とする都道府県計画の割合が65%であったが、今回の調査では、80%に大幅増となるなど、今回の調査により多くの計画において一体的策定が可能との回答が得られたところである。

一方で、2ページ、今回の調査において、一体的策定が不可と回答があったものについての理由は、大規模災害発生後に策定するものなど、一体的策定になじまない計画でやむを得ないと考えられるものがあつた。引き続き毎年の見直しの機会や提案募集等を通じた自治体の声を聴きながら、各省庁と連携して取り組んでまいりたい。

資料7-3は地方公共団体における計画等の一体的策定の状況調査についてであり、自治体の状況把握や、各自治体においてほかの自治体の事例を参考としてもらうことを目的とした調査である。

2ページは都道府県における一体的策定の具体の事例である。

3ページは一体的策定に対する考え方を確認したものである。引き続き取り組んでいきたいとする団体が約3分の2であつた。

4ページは市区町村における一体的策定の具体の事例である。

5ページは市区町村に対して一体的策定に対する考え方を確認したものである。引き続き取り組んでいきたいとする団体が3分の2ある一方で、方法が分からない、あるいは個々に策定するよりもかえって負担になるといった回答も一定数あつた。

6～7ページは総合計画との一体的策定について都道府県と市町村にそれぞれお尋ねしたものである。都道府県・市町村ともに多かつたものとしては、まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的策定で、意見としては、総合計画は自治体の指針となるもので個別具体の計画との一体的策定はしにくいといった回答が一定数あつた。

また、引き続き取り組んでいきたいとする回答が多い一方で、個々に策定するよりも一体的策定をする方がかえって負担になるといった回答もあつた。

8ページは計画策定の負担軽減のための取組について尋ねたものである。例として、「計画は原則50ページ以内という目標を設定している」といったものがあつた。

9ページは広く計画策定等に関する意見を尋ねたものである。回答としては、「国から想定される計画を例示してもらうとより円滑に進む」等があつた。

最後に、資料の7-4は毎年更新しているもので、令和5年12月末時点における計画策定に関する条項数の増減を調査したものについてである。前年と比べ義務規定の増減は該当なしであつた。努力義務規定はプラスマイナスゼロ、できる規定はプラス3で、トータルでプラス3の527条項であつた。なお、交通安全に関する計画は2つあるが、努力義務規定からできる規定へ見直しがなされたもので、これは令和4年の提案募集を受けて実現したものである。

引き続きナビゲーション・ガイドの周知徹底、あるいは法案作成に向けた各省庁からの事前相談等において、できるだけ計画数の増加や自治体の負担増とならないよう、各省庁と連携して取り組んでまいりたい。

(勢一部会長代理) 昨年の3月末にナビゲーション・ガイドが閣議決定されて1年余りになる。骨太の方針に基づいて各省の毎年の計画の見直しの検討と、分権室からは計画改定のタイミングで各省に見直しの要請・支援を行うことを進めている段階である。

また、法案の検討段階における各省からの分権室の事前相談においても、ナビゲーション・ガイドを踏まえた助言や協議を行っていると考えている。

調査結果について地方公共団体にも情報共有し、また、国に対しても情報共有し、今後の参考として活用をお願いしたいと考えている。

また、調査に御協力いただいた地方公共団体の皆様及び府省の担当者の方々、事務局にも感謝申し上げます。

この調査結果を見ると、一体策定を可とする計画の割合が大幅に増加しており、各団体の裁量で効率的・効果的な計画策定ができる環境が整いつつあるということを感じる場所である。そういう点では今回の調査結果も参照していただいて、是非現場で活用いただきたい。

他方で、取り組みたいが方法が分からないとか、一体策定する方が負担になるのではないかなという声も寄せられている。この点は実際に取り組んで一体策定をしている事例も多数あり、そうした調査結果を参照していただくということをお勧めすると併せて、今回のデータを基に分権室で議論し、ワーキングでも役に立つエッセンスを提供できるようにしたいと思っている。

また、計画策定の問題であるが、全国知事会が調査して、データを基に問題提起したのが非常に大きな契機になったと理解している。それによって今回の調査結果につながった。その意味でも各団体が個別に工夫して努力し、より良い計画行政をしていくというのも大事であるが、知事会、影響力の大きい地方団体等にリーダーシップを執っていただくことも、今後加速させるには重要な推進力になるのではないかな。

(三木議員) 良い事例や課題について分権室で話し合っていていただいて、市長会・町村会で資料を作成していただければ、職員にとっては非常に役に立つと思う。

職員にとっても住民にとってもプラスになる計画になると思われるので、検討願いたい。

(湯崎議員) 計画についてである。計画が一体的に策定できることが明確になった点と、ナビゲーション・ガイドのスタートに当たって成果も出ていると思う。

一方で、資料7-4を見ると、計画策定を義務付ける条項数が令和5年末で206条項であったが、10年前と比較すると1.1倍になっており、大きく増加をしている状況もある。

それから、資料7-1の各府省における既存計画の見直し状況を見ると、計画の廃止に向けて検討中・検討予定というのは1件であるなど、ナビゲーション・ガイドの趣旨が徹底されているのか、まだまだこれからではないかと感じている。

我々も引き続きフォローしたいし、必要な提言等はしていきたいが、本来のナビゲー

ション・ガイドの原則というのは、将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねるとなっているので、各府省において政策立案や、法案を作成する都度、このナビゲーション・ガイドの遵守状況を内閣府に報告していただき、また、議員立法も含めて計画策定を規定する法令の見直しを行うといった実効性を高める取組を強力に進めていただきたい。

(坂本参事官) 過去の伸びと比べて微増にとどまっているが、結果として計画策定に関する条項数は今年も増えた。各省庁からすると、既存計画を廃止する場合、法改正を伴うもので、そもそも計画の意義がなくなったことを認めることになり、ハードルが高いという実態がある。その中で、計画を策定する自治体の事務負担軽減になるように、各省とどこで折り合えるか、協議を行っている。可能な限り自治体の方々の負担軽減につながるよう取り組んでいきたい。

(大橋部会長) 資料7-1について補足する。閣議決定で決定したにもかかわらず検討未実施が4割あるように見えるが、実際は、3割は既にやっているもので、本当に手をつけていないのは非常に限定される。数字が独り歩きすると良くないので、※をつけて補足の説明をした方が良いのではないかと思う。

(坂本参事官) 資料の7-1については、5月10日に既に公表をしている。毎年この調査は行うので、来年以降、頂いた指摘を踏まえて検討していきたい。

(中野参事官) 資料8の令和5年度の活用状況調査の結果について、報告する。

資料8は、提案募集方式によって改正された制度等の地方公共団体における活用状況等についての調査結果をまとめたものである。この調査は平成30年度から行っており、今回で5回目である。昨年11月16日の地方分権改革有識者会議において、今後の地方分権改革の方向性として住民参加の視点が重要との提言を頂き、今回の調査は、これまで重点事項として検討された項目等の中から、住民サービスの向上に特に資すると思われるものを新規調査事項として選定した。また、新規の調査項目に加え、過去に行った調査事項についてのフォローアップ調査も行った。

調査項目の①～⑨が新規の調査項目、⑩～⑬が平成30年度に行ったフォローアップ調査の項目になっている。まず、新規調査の結果概要について報告する。

資料の2～3ページ目に結果概要をまとめている。新規調査項目においては活用状況とともに、その制度改正がなされたことの認知度も併せて調査を行った。調査項目の⑦と⑨以外の項目については認知度がおおむね6割を超えている。活用状況については項目によりばらつきがみられるが、地方公共団体のそれぞれの地域実情等に応じて、必要なものを活用いただいている状況と考えている。

また、今回の調査で認知度の低かった項目も含めて、この調査によってこういう制度改正がなされたことを初めて知ったので、今後制度を活用したいという活用意向を表明いただいた団体も各項目について一定数ある。このように、調査そのものに一定の周知効果があったのではないかと考えている。

次に、各項目の調査結果の詳細についてである。

資料の11ページ目、平成29年の分権提案を受けて、罹災証明に係る手続の見直しを行ったもので、住家の被害認定調査において航空写真等の活用を可能とした特例がある。これは認知度が8割を超え、活用実績については、制度改正後に被害認定を実施したことのある自治体の6割を超えるという形で自治体に幅広く御活用いただいている結果となっている。

活用いただいた自治体からは危険箇所への立ち入りを回避しつつ認定を行えるようになった、罹災証明書を迅速に発行できるようになったなどの効果が報告されている。

まだ、活用していない自治体からは、被害件数がそれほど大きい災害がなく写真判定が必要なかったという理由が多かった。より規模の大きい災害が発生した際には活用される可能性があると考えている。

続いて、フォローアップ調査の結果概要についてである。平成30年度に調査した項目のうち、主なものについて、その後、活用状況がどの程度伸びているかという観点からフォローアップ調査を行った。全ての調査項目において平成30年度と比して活用率が上がっている結果となっている。

今回の調査結果をそれぞれの制度の所管府省に情報提供していき、政策立案の一助として活用していただきたいと考えている。また、地方公共団体に対しても調査結果を提供し、引き続き情報発信や研修等を通じ、提案募集方式により改正された制度の周知と活用の促進を図っていく考えである。

(在津参事官) 地方分権改革シンポジウムについての開催報告である。令和5年度の地方分権改革シンポジウムを3月14日にオンライン開催した。

プログラムの概要としては、冒頭に自見大臣の開会の御挨拶。続いて、本会議の座長である市川座長の御講演、そして、計画策定ワーキングの構成員の金崎先生に御講演いただいた。この場を借りて深く感謝申し上げる。

続くプログラム4と5では、シンポジウムでは初めての試みとして地域住民と大学生に出演していただき、地方分権改革の成果に対する生の声を頂いた。西南学院大学からの学生の出演に当たり、本会議の議員である勢一先生に多大な御支援を頂いた。この場を借りて深く感謝申し上げる。

今回のシンポジウムでは、地域住民や事業者などから見た提案募集方式の具体的成果、効果の実例を発表するコンテンツの充実を図るとされたことを受け、特にプログラム4と5において住民などの方々にシンポジウムに御出演いただき、提案募集の成果事例に対する御感想や御意見を伺う初めての試みを行った。

プログラム4は、放課後児童クラブに関する基準の見直しが提案された延岡市から、市内で児童クラブを運営する方とクラブで働く職員の方に御出席いただき、改革の成果がどのような効果をもたらしたか、お話を頂戴した。

また、プログラム5では、大正大学、武庫川女子大学、西南学院大学から2名ずつの

学生に各々が興味を持った過去の提案とその対応をあらかじめリサーチしていただき、シンポジウム当日にそれらに対する理解や御意見を伺った。

プログラム4では放課後児童クラブ職員に関する基準の見直しについて、①基準緩和により子育てや介護などに応じた勤務の柔軟化ができた、また、②基準緩和により休暇が取りやすくなって職員間の雰囲気も良くなり、長く働いてもらえる職場になったというような改革の成果を実感しているとの声を頂いた。

また、プログラム5では地方分権を勉強中の大学生に出演していただき、国民健康保険の高額療養費申請制度の簡素化については、①オンライン申請も併せて検討すべきだったのではないかとといった指摘や、③放課後児童クラブの職員に関する基準の見直しについては、国は最低限の方針のみを示し、もっと地方に権限委任すべきだといった意見も頂いた。次年度以降も続けていきたいと考えている。

最後はシンポジウムに係る各種データである。今回のシンポジウムはオンライン開催では過去最高の339名の方に参加いただいた。

また、住民や学生の生の声が聴けたことにより理解が深まったなどとする回答を多数頂戴している。

これらの意見を踏まえて、来年度もシンポジウムの更なるバージョンアップを図っていききたいと考えている。

(湯崎議員) 全国知事会の地方分権推進特別委員会の取組を紹介し、意見を申し上げる。

前回、国と地方の役割分担の見直しが必要だと申し上げたが、その後、知事会でこの地方分権推進特別委員会を3回開催し、有識者にも御出席いただいて様々な意見交換を行った。その中の主な意見として、急激な人口減少やデジタル技術の進展も踏まえて、国と地方の最適な役割分担について議論を深めていく必要がある、地域の実情に応じた施策の展開を可能とする条例による法令の上書き権など、条例制定権の更なる拡大について検討する必要がある、地方自治法が定める裁定的関与の問題について議論を深める必要があるといった意見があった。

夏の全国知事会が7月末にあるが、国と地方の最適な役割分担として法定受託事務の見直しや在り方の検討や国で一括処理した方が効果的な事務について、国と地方での共同実施や国の直接執行といったことを検討すること、また、地方の裁量の更なる拡大として義務付け・枠付けのさらなる緩和や条例制定権のさらなる拡大の検討といった今後議論するテーマを知事会として決定をしていく。

今回の提案募集について一つ一つ重要なことだと考える。こういった取組はさらに力を入れてやらなければいけない。

一方で、提案された項目を見ると、国と地方というのは対等・協力という観点からいうと、(細かい事務改善が多く)国と地方の関係として本当にこれでいいのかということをしつかりと考えないと、本当の意味での対等・協力というのがなかなか実現しない、国がどこまで関与すべきかということも含めて考えていかなければいけないタイミン

グではないかなと思う。今のいろいろな環境変化がある中で、それは改めて強調し、我々自身として骨太の議論を深めていきたいと思うし、また、報告していきたい。内閣としての地方分権有識者会議でも、是非検討いただきたい。

(三木議員) 保育所等における居室面積基準の緩和特例措置の延長について、須坂市は長野県庁とともにこの規制緩和についてずっと要望している。今年、残念なことに既に議論がし尽くされているから取り下げてくださいと言われて取り下げを行った。大阪市等で特例が認められたのは、土地の単価が高いから、土地を購入してまで保育園を造るのは大変だからであり、地方は違うというのが理由だった。

しかし、地方の財政にとって厳しいものであるから、土地の単価にかかわらず、今、活用できるような保育園の中で面積の基準緩和をしていただきたい。また、来年も提案を出していくが、一度現場を見に来ていただき、都市と地方の保育園の在り方が全く違う面があるということをし是非理解いただきたい。こども誰でも通園制度の中で各市町村がいかに受け入れに困っているかということを知っていただくことは大事だと思う。

(市川座長) 現場を知るということが基本にあるということだと思う。また、この会議がそれを拾い上げながら、その意見を国につなぐ貴重な役割を果たしていかなくてはならないということを改めて感じた次第である。

以上をもって地方分権改革有識者会議を終了したい。

本日は、非常に貴重な議論ができたと思う。引き続きよろしくようお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)